

燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正について

燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 10 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 2 月 16 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

燕市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年新潟
県西部広域消防事務組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,025人」を「950人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。